多数の観客等が参加するイベント会場等で
使用するガソリンの貯蔵・取扱い時の留意事項

《ガソリンの特性》

・　引火点は－４０℃程度と低く、極めて引火しやすい。
・　揮発しやすく、その蒸気は空気より約３～４倍重いので、滞留しやすく可燃性の雰囲気が広範囲に形成されやすい。
・　電気の不良導体であるため、流動等の際に発生した静電気が蓄積しやすい。

《貯蔵・取扱い時の留意事項》

・　ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性がありますので、ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発する機械器具等を使用しない。
例１　ガソリンを取り扱っている場所から１m離れた場所に置かれた洗濯機で火災が発生しています。
例２　火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災が発生しています。
・　静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵し、地面に直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ必要があります。
・　消火器を必ず準備しましょう。
・　ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓しましょう。
・　ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所においてください。特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。
・　取扱いの際には、開口前の圧力調整弁の操作等、取扱説明書等に書かれた容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払いましょう。万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立入りの制限等が必要です。衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで大量の水と石けんで洗い流しましょう。
・　ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。

１　ガソリンの貯蔵容器

貯蔵に適した容器の例	貯蔵に適さない容器の例
金属製容器であることが必要	樹脂製容器は火災の危険性が高い

２　携行缶での給油時の注意事項

★　給油をする場合は､｢発電機｣等の電源を必ず切ってください。
★　携行缶から給油をする場合は、「圧力調整弁」を必ず開けてから、給油口を開け、ノズル等を付けて給油してください。
★　取扱説明書等に書かれた容器の操作方法に従って、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意をしてください。

３　プロパンガスボンベを使用する場合の注意事項

- 容器は直射日光の当たらない通風性の良い場所に設置し、転倒をしないよう鎖等で固定をしてください。
- ガス栓に適合するＬＰガス用ゴム管または専用ホースを使用してください。ひび割れや焼き焦げなどが発生しているゴム管は使用しないでください。
- ガス機器のそばには、燃えやすいものを置かないでください。
- 使用後は器具栓、容器バルブを完全に閉めてください。
- 使用の際は、消火器を準備しましょう。

《問い合わせ》

朝霞消防署　℡０４８-４６３-０１１９・志木消防署　℡０４８-４７２-０１１９
和光消防署　℡０４８-４６１-０１１９・新座消防署　℡０４８-４８２-０１１９